

活用してみませんか？

南相馬市 地域の絆づくり支援事業

市では、東日本大震災後の地域コミュニティの維持・活性化を目的として、行政区の住民や避難者を含む交流を行うために実施する事業を応援します。

1 補助対象事業

事業名	対象	内容
コミュニティ再生事業	・行政区 (旧避難指示区域内[旧特定避難勧奨地点を含む。]行政区及び津波被災の行政区) (1)	1の対象行政区住民の絆再生に寄与する事業 ・補助上限 最大 20 万円 (補助対象経費の 10/10 以内) ・補助上限額は、以下のとおり(2)
地域コミュニティ支援事業	・行政区 ・県復興公営住宅自治会	1の対象行政区以外の行政区で、 市内及び市外避難者等と地域住民 の絆づくりに寄与する事業 ・補助上限 最大 20 万円 (補助対象経費の 4/5 以内) ・補助上限額は、以下のとおり(2)

1 対象行政区：小浜、江井、下江井、小沢、堤谷、小木迫、鶴谷、高二、北泉、北萱浜、萱浜、大谷、大原、高倉

2 補助限度額：・50世帯未満 上限 10万円
・50世帯以上 200世帯未満 上限 15万円
・200世帯以上 上限 20万円。
世帯数は、令和7年4月1日時点の住民基本台帳の世帯数

このほか、閉区行政区を対象とする補助金もあります（閉区行政区交流事業）。

2 事業実施(例)

これまでに次のような交流イベント等が実施されてきました。

パークゴルフ大会、バスツアー、運動会、夏まつり、芋煮会、交流会など



3 申請にあたっての注意点

行政区で実施される事業について、支援事業の趣旨に沿ったものであれば、特に制約はありませんが、補助金で宿泊を伴う旅行事業や飲食をするのみ、または特定個人グループによる事業等は認められません。

補助対象経費及び事業等については、申請前にご相談ください。

事業着手前に、1か月程度の余裕をもって、事前のご相談等をお願いします。

各行政区等で年1回のみ申請となります。

お問い合わせ先：【小高区】小高区地域振興課 電話 44 - 6716

【鹿島区】鹿島区地域振興課 電話 46 - 2110

【原町区】コミュニティ推進課 電話 24 - 5411